

令和 6 年 9 月
令和 6 年第 3 回栃木市議会定例会
追加議案書及び追加議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
議案第 9 2 号	財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）	1
議案第 9 3 号	財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）	4

議案第92号

財産の取得について（追認）

小学校教師用教科書及び指導書として、次の財産を取得したことについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により
追認の議決を求める。

令和6年9月4日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 1 財産の表示 | 小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 取得の方法 | 随意契約 |
| 3 取得価格 | 23,696,014円 |
| 4 取得相手 | 栃木市倭町6番22号
有限会社紙五商店
代表取締役 橋本 健 |

(学校教育課)

議案第 92 号

財産の取得について（追認）

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日に契約し、取得した小学校教師用教科書及び指導書について、栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格 2, 000 万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、追認の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（追認）

小学校教師用教科書及び指導書として、次の財産を取得したことについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により
追認の議決を求める。

令和 6 年 9 月 4 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | |
|-------------|--|
| 1 財 産 の 表 示 | 小学校教師用教科書及び指導書 |
| 2 取 得 の 方 法 | 随意契約 |
| 3 取 得 価 格 | 31,850,893 円 |
| 4 取 得 相 手 | 栃木市倭町 6 番 22 号
有限会社紙五商店
代表取締役 橋本 健 |

(学校教育課)

議案第 9 3 号

財産の取得について（追認）

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日に契約し、取得した小学校教師用教科書及び指導書について、栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、追認の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 9 2 号と同じ

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

